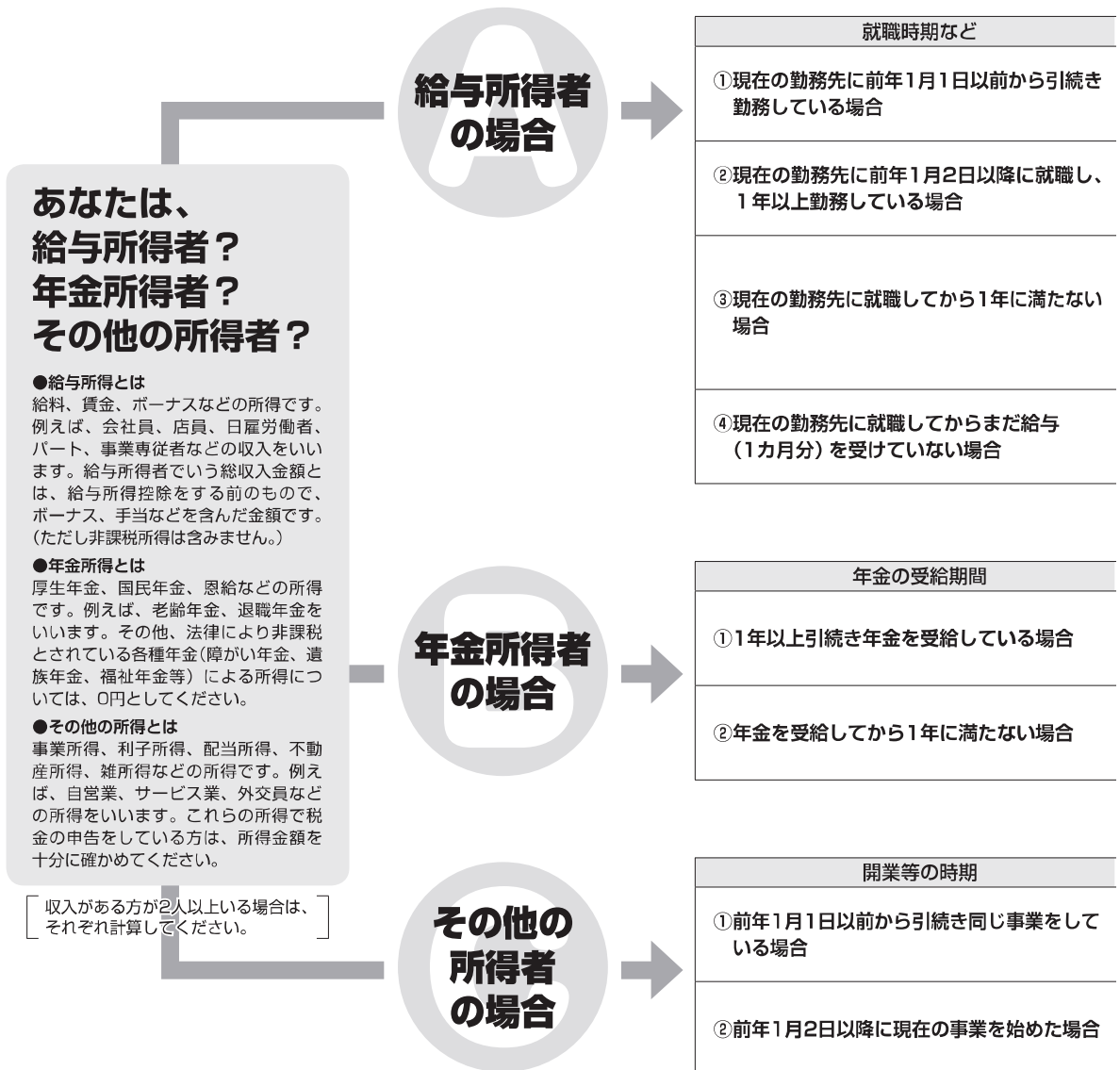


収入基準（月収額の計算方法）

1. まず、年間総収入（所得）金額を計算します。



計 算 の し か た	
	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)
	勤務した翌月から12カ月間の総収入金額
	次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が予定されている1カ月分の給与×12



計 算 の し か た	
	前年分の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
	年金証書の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額



計 算 の し か た	
	前年分の年間所得金額
	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※「A 給与所得者の場合」を参考にしてください。

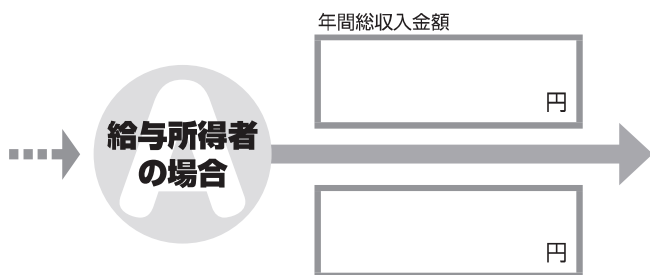


- 日雇労働者の場合、給与所得者として賃金を受けている場合は「A 給与所得者の場合」で計算してください。また、日雇賃金所得として税務署に自己申告されている場合は「C その他の所得者の場合」で計算してください。
- 退職予定の場合、申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職する人で、以後無職無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- 勤務することが確実な方の場合、勤務開始後、1カ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ、入居できません。

2. 次に、年間総収入金額から年間所得金額を計算します。

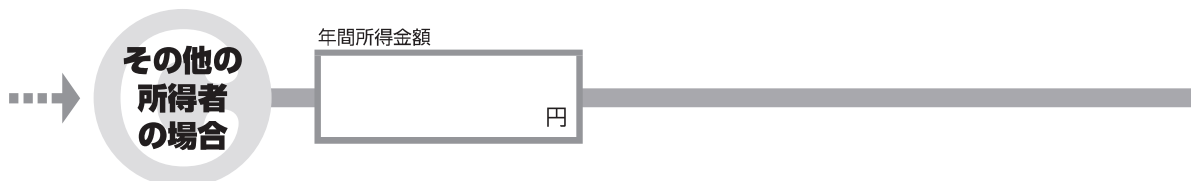
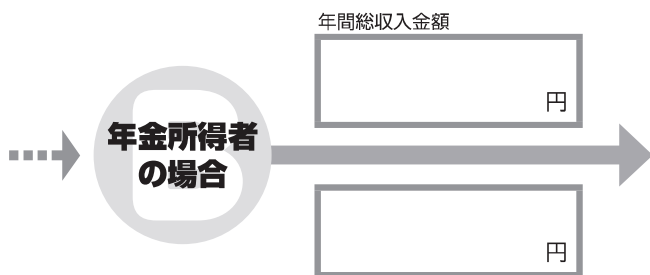
収入金額によって計算方法が異なります。

年間総収入金額	
551,000円未満	
551,000円以上	1,619,000円未満
1,619,000円以上	1,620,000円未満
1,620,000円以上	1,622,000円未満
1,622,000円以上	1,624,000円未満
1,624,000円以上	1,628,000円未満
1,628,000円以上	1,800,000円未満
1,800,000円以上	3,600,000円未満
3,600,000円以上	6,600,000円未満
6,600,000円以上	8,500,000円未満
8,500,000円以上	



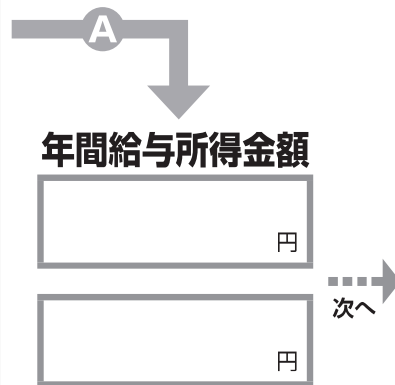
年齢と収入金額によって計算方法が異なります。

年 齢	年 間 総 収
65歳以上	1,100,001円以上
	3,300,000円以上
	4,100,000円以上
	7,700,000円以上
64歳以下	600,001円以上
	1,300,000円以上
	4,100,000円以上
	7,700,000円以上



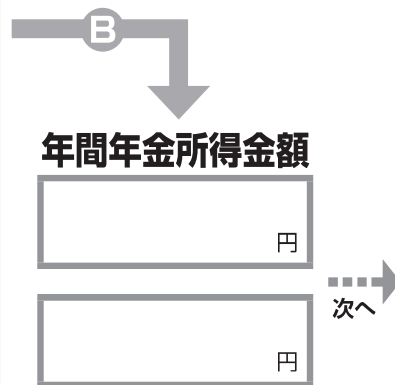
年 間 給 与 所 得 金 額		
年間給与所得金額=0		
年間総収入金額-550,000円		-最高10万円※
年間給与所得=1,069,000円		-10万円
年間給与所得=1,070,000円		
年間給与所得=1,072,000円		
年間給与所得=1,074,000円		
年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A×0.6+100,000円	
	A×0.7-80,000円	
	A×0.8-440,000円	
年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円		
年間総収入金額 - 1,950,000円		

※10万円未満のときはその金額

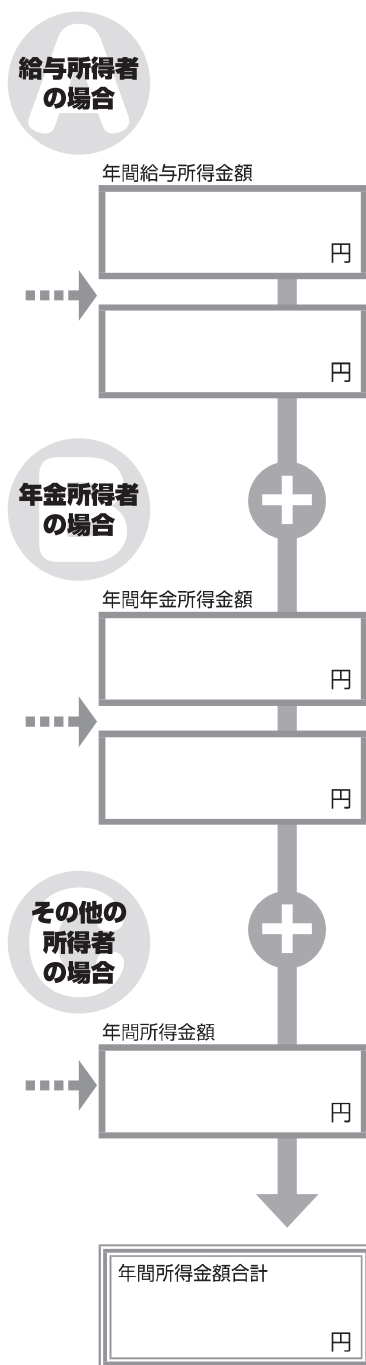


入 金 額	年 間 年 金 所 得 金 額	
1,100,000円以下	年間年金所得金額=0	
3,299,999円以下	年間総収入金額 - 1,100,000円	-最高10万円※
4,099,999円以下	年間総収入金額×0.75- 275,000円	-10万円
7,699,999円以下	年間総収入金額×0.85- 685,000円	
9,999,999円以下	年間総収入金額×0.95-1,455,000円	
600,000円以下	年間年金所得金額=0	
1,299,999円以下	年間総収入金額 - 600,000円	-最高10万円※
4,099,999円以下	年間総収入金額×0.75- 275,000円	-10万円
7,699,999円以下	年間総収入金額×0.85- 685,000円	
9,999,999円以下	年間総収入金額×0.95-1,455,000円	

※10万円未満のときはその金額

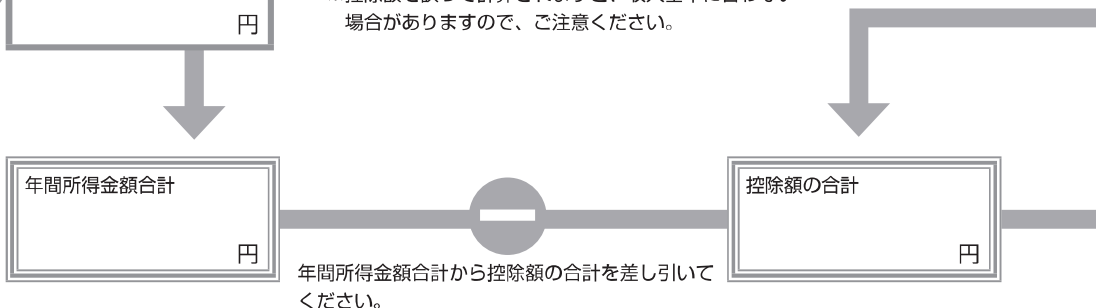


3. 最後に、控除額を差し引いて月収額を計算します。




控除の種類	控除対象となる方
同居及び扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養親族
老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方
老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方
扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方
障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など
特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により、重度の知的障がいと判定された方など ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など
かかろ 寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方
ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・合計所得金額が500万円以下であること

※控除額を誤って計算されますと、収入基準に合わない場合がありますので、ご注意ください。



控除額の計算				控除額
1人につき 38万円	×	人	=	円
1人につき 10万円	×	人	=	円
1人につき 25万円	×	人	=	円
1人につき 27万円	×	人	=	円
1人につき 40万円	×	人	=	円
1人につき 最高27万円 <small>(左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときはその額)</small>	×	人	=	円
1人につき 最高35万円 <small>(左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときはその額)</small>	×	人	=	円
				円


控除後の年間所得金額
円
 $\div 12 =$
計算後の月収額
円

★計算後の月収額が
158,000円以下であれば申込むことができます。

※計算後の月収額が158,000円を超える方でも
裁量世帯に該当する方は、
計算後の月収額が214,000円
以下であれば申込むことができます。

※申込みにあたっては、他の
申込資格を満たしている必
要があります。